第89期
定時株主総会招集ご通知

開催日時 2025年６月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 リーガロイヤルホテル東京
３階「ロイヤルホール」

VIA HOLDINGS INC.

目　次

▶ 第89期定時株主総会招集ご通知 …… 1
▶ 株主総会参考書類 …… 5
▶ 事業報告 …… 12
▶ 連結計算書類・計算書類 …… 24
▶ 監査報告書 …… 28
▶ 株主総会会場ご案内図 …… 裏表紙

■ 株主総会の開催にあたり、大きな変更が生じる場合には、以下のウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご出席の際にはご確認くださいますようお願い申し上げます。
https://www.via-hd.co.jp/ir/library/meeting/

株式会社 ヴィア・ホールディングス

証券コード：7918

2025年６月６日
証券コード：7918
（電子提供措置の開始日　2025年６月５日）

株 主 各 位

東京都新宿区早稲田鶴巻町519番地
株式会社 ヴィア・ホールディングス
代表取締役社長　**楠 元 健 一 郎**

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第89期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://www.via-hd.co.jp/ir/library/meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ヴィア・ホールディングス」又は、「コード」に当社証券コード「7918」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申し上げます。

　なお、当日ご出席されない場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2025年６月26日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）により、2025年６月26日（木曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2025年６月27日（金曜日）午前10時
2. 場　　所　東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
リーガロイヤルホテル東京　３階「ロイヤルホール」

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第89期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第89期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

＜会社提案（第１号議案から第２号議案まで）＞

第１号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件

第２号議案　剰余金の処分の件（C種優先株式に係る配当）

＜株主提案（第３号議案から第６号議案まで）＞

第３号議案　取締役１名解任の件

第４号議案　取締役１名選任の件

第５号議案　剰余金の処分の件（普通株式に係る配当）

第６号議案　役員の報酬等に関する件（業績連動報酬への株式報酬の追加）

※第３号から第６号議案については、後述のとおり、当社取締役会は反対しております。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査をした書類の一部であります。

業務の適正を確保するための体制・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要・連結株主資本等変動計算書・連結計算書類の連結注記表・株主資本等変動計算書・計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載させていただきます。

以　上

議決権行使についてのご案内

- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合、又は議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

株主総会にご出席いただける場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様１名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

開催日時	**2025年6月27日（金曜日）午前10時 （受付開始　午前9時）**

株主総会にご出席いただけない場合

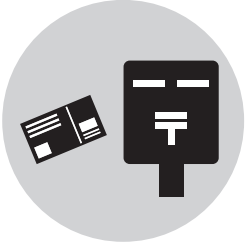

郵　送

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

議決権 行使期限	**2025年6月26日（木曜日）午後６時到着分まで**

インターネット

▶ 詳細は **次ページ** をご覧ください

当社指定の議決権行使ウェブサイト（**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権 行使期限	**2025年6月26日（木曜日）午後６時行使分まで**

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、議決権行使書用紙の右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス

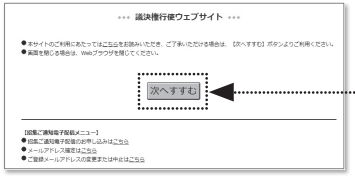

議決権行使ウェブサイト
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/
又は検索サイトで

議決権行使 みずほ　検索

で検索。

左記QRコードからのアクセスも可能です。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、
「次へすすむ」をクリック。

2 ログイン

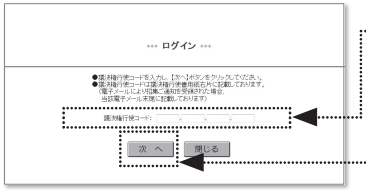

「議決権行使コード」を入力し、
「次へ」をクリック。

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」の右片に記載されております。

3 パスワードの入力

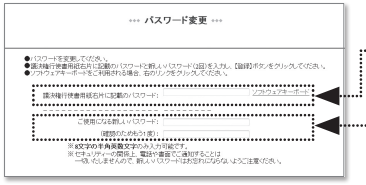

パスワード変更画面が出ますので、
初期パスワードを入力し、
株主様がご使用になる
パスワードを登録してください。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください

ご注意

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

ご利用に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
0120-768-524
受付時間
午前9時～午後9時（年末年始を除く）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて
株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議案及び参考事項

会社提案（第１号議案から第２号議案まで）

第１号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件

１．資本金及び資本準備金の額の減少の理由

財務戦略の一環として、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき、次の通り資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

２．資本金及び資本準備金の額の減少に関する事項

減少する資本金及び資本準備金の額、減少の方法及び効力発生日は次の通りであります。

（１）減少する資本金の額
資本金の額164,820,000円を64,820,000円減少し100,000,000円とする。

（２）減少する資本準備金の額
資本準備金の額89,820,000円を64,820,000円減少し25,000,000円とする。

（３）資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法
会社法第447条第１項及び第448条第１項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を、上記の通り行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替える。

（４）資本金の額及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日
2025年6月27日

会社提案

第２号議案　剰余金の処分の件
（C種優先株式に係る配当）

第89期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

なお、普通株式の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社C種優先株式1株につき85,000円といたしたいと存じます。

なお、この場合のC種優先株式に係る配当総額は合計127,500,000円となります。

また、配当原資については、資本剰余金とすることを予定しております。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

株主提案（第３号議案から第６号議案まで）

第３号議案から第６号議案は、株主からのご提案によるものであります。
提案株主から提出された株主提案書の当該記載を形式的な修正を除き、提案株主から提出された提案内容及び提案理由について原文のまま記載しております。ただし、提案内容及び提案理由の一部に、名誉棄損に該当する可能性のある表現が含まれておりましたため、当該部分については省略しております。
なお、当社取締役会としては、後述の通り、**いずれの株主提案にも反対**いたします。

第３号議案　取締役１名解任の件

（１）提案内容

髙橋康忠取締役の解任を求める件。

（２）提案の理由

ＦＣ体制の構築並びに人材開発の分野において業績向上に貢献するはずが、ＦＣ店舗は逆に減少している。2023年４月の顧問就任時点ではＦＣ店舗数が31店舗あったが、2025年２月時点では29店舗に減少している。（～中略～）本内容に関して問い合わせもしたが、回答を拒否されている。よって取締役としての職務を遂行せず、企業の成長や経営戦略に貢献していないと考えるのが妥当である。

（３）当社取締役会の意見

当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

髙橋取締役は、これまでの経歴においてＦＣ体制構築と人財開発に携わっており、その豊富な経験と知識に加え、外食事業及び企業組織全般にわたる経営的知見から、取締役会において有用な助言をいただいております。また、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献する社外取締役として、経営方針や経営改善についての助言、経営監督等の重要な役割を担っておりますが、あくまで社外取締役であり、当社のＦＣ関連業務などの特定の業務執行を直接担当する立場にはございません。

また、ＦＣ店舗に対する当社グループのロイヤリティ売上は当社グループ全体の売上の僅か2.1％に過ぎず、かつ、現在の外部状況はＦＣ店舗の増加が容易な状況でもありませんので、当社が髙橋取締役と顧問契約を締結し、さらに昨年６月の定時株主総会で取締役に選任した理由は、ＦＣ体制構築に特化した限定的なものではありません。

加えて、提案理由にある最近２年間におけるＦＣ店舗数の２店舗減少は、売上低迷に加えてオーナーの健康問題や後継者問題といった要因によるものであり、社外取締役の責任が問われるような内容でもありません。

したがいまして、ＦＣ店舗の２店舗減少だけを理由として、髙橋取締役が取締役としての職務を遂行しておらず当社へ貢献していないと主張されている点については、合理性がなく極めて不当な内容であると考えております。

なお、「問い合わせもしたが回答を拒否されている」とありますが、株主共同利益の最大化を図るため、本部組織コンパクト化を徹底し少数での運営を行っているため、日々の店舗運営に直接関わるご質問に限定して回答しており、それ以外の個別のご質問につきましては回答を控えさせていただきました。その旨、提案株主にもご説明しております。

髙橋取締役は、当社の持続的な成長と企業価値の向上に不可欠な人材であり、引き続きその能力と経験を活かしていただくことが、株主の皆様の利益に資すると判断しております。

したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

株主提案

第４号議案　取締役１名選任の件

（1）提案内容
　　蓼沼雅治（提案株主）を取締役として選任する。

（2）取締役候補者
（氏名・生年月日）
　　蓼沼 雅治 1993年２月21日生
（略歴）
　　2015年 4月　株式会社栗原医療器械店　入社
　　2020年11月　個人事業主　開業
　　2024年11月　Olirise合同会社　設立

（3）提案の理由
　候補者はwebマーケティング分野において豊富な経験と実績がある。それを活かし効率的集客支援など当社の持続的成長に貢献できる。集客プロセスの抜本的な見直しを行うことで、コスト削減や生産性向上を実現する。株主の皆様の利益最大化を最優先に考え、積極的な成長戦略と資本効率の向上に尽力する。新規事業の創出、コスト削減、ブランド強化など、多角的な視点で企業の成長を牽引する所存。また真の独立した取締役として組織の強化・新規事業の開拓・ガバナンスの透明性向上に取り組むことで、企業価値を向上させる所存である。

（4）当社取締役会の意見
　当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。
　取締役は員数およびスキルバランスを総合的に考慮した上で、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ選任しております。
　取締役候補者（提案株主の自薦）については、webマーケティング分野における豊富な経験と実績を有するとされておりますが、取締役という立場においては、特定の専門分野における知識や経験のみならず、経営全般にわたる幅広い知見や経験、多様な視点からの判断力、そして他の取締役との連携が不可欠となります。
　加えて、取締役候補者が上記のとおり髙橋取締役について相当な理由もなく非難し、解任まで要求されていることを踏まえますと（なお、不適法であることから提案理由から削除させて頂いておりますが、違法な名誉棄損に該当するような記載もなされております。）、提案株主が取締役に就任された場合、取締役会において非建設的な紛議等が発生し、取締役会の正常な運営が困難になる懸念があります。そのような事態は、当社の持続的な成長と企業価値の向上にとって、決して望ましいものではありません。
　したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

株主提案

第５号議案　剰余金の処分の件（普通株式に係る配当）

（1）提案内容

2025年3月期の期末配当を普通株式１株あたり１円とする。

（2）提案の理由

配当性向おおむね20%となる期末配当１円の実施を求める。当社は長期にわたり株主還元が十分でない状況が続いており、株主価値向上の観点からも配当を実施すべきであると考える。現状、業績の改善の途上ではあるものの、株主に対する利益還元の姿勢を明確に示すことで、投資家の信頼を高め企業価値の向上に繋げることができる。また少額でも配当を実施することで、今後の安定的な配当政策への第一歩とし、持続的な株主還元を行う経営姿勢を示すことができる。株価の低迷が続く中、投資家の関心を高めるとともに、当社株式の市場評価の向上を図ることが重要である。

（3）当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社の普通株式の配当につきましては、長らく配当を実施できていない状況が続いておりますこと、改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、株主の皆様への利益還元、特に普通株式の配当を少しでも早く再開することを、取締役会としても最も重要な経営課題として位置付けており、その実現に向けて検討を重ねております。

一方で、足元の状況は、コロナ禍により打撃を受けた財務的影響からの回復途上にあり、また不安定な経営環境の状況のなかにあっても将来にわたる持続的な成長を実現していくためには、業績改善のための投資も必要となります。

このような状況を踏まえ、財政状態や利益水準を総合的に勘案して検討したところ、誠に遺憾ながら、2025年３月期の普通株式の期末配当は無配とさせていただきたく存じます。まずは、財務体質の強化と充実を図り、将来の持続的な成長に向けた投資余力を確保することが、中長期的には株主の皆様の利益に繋がると考えております。

株主の皆様には、当社の経営状況と将来の事業展開へご理解いただき、本議案の配当提案につきましては見送らせていただきたく存じます。今後、業績と財務基盤の安定を図り、株主の皆様への利益還元を早期に実現できるよう努めてまいります。

株主提案

第６号議案　役員の報酬等に関する件
（業績連動報酬への株式報酬の追加）

（１）提案内容

役員報酬の内、業績連動報酬に株式報酬を加える。

（２）提案の理由

当社の企業価値向上と株主利益の最大化を目的とし、取締役の報酬制度の一部を株式報酬に変更する。これにより取締役の企業価値向上へのインセンティブを高め、株主と利益を共有する経営体制を構築することを狙う。当社の取締役は持株数が少なく、自社株を保有することでモチベーション維持に努める。現行の役員報酬制度では現金報酬が主であり、株主価値向上への直接的なインセンティブが十分とは言えない。そのため本提案により株価の安定と長期的な成長を促進する仕組みを導入すべきである。制度の具体的内容は取締役会に委ねる。

（３）当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社の取締役の報酬は、固定報酬に加え、当期及び長期の業績目標達成度合いに応じて変動する業績連動報酬で構成されており、持続的な成長への健全なインセンティブとして機能するよう設計されています。報酬の決定にあたっては、業績連動報酬を含め、社外役員を中心に構成された指名・報酬諮問委員会にて株主の皆様の視点も踏まえ、慎重に審議を重ねています。

ご提案の株式報酬制度につきましては、2016年から５年間導入しておりましたが、業績目標を達成できず一度も付与に至らなかった経緯がございます。結果として、制度の維持に余計な労力と費用を要したため、廃止いたしました。

また、当社の社内取締役及び執行役員は全員当社の株式を保有しており、株主としての視点ももって経営に従事しておりますので、あえて株式報酬制度を導入する必要性も乏しい状況にあります。

現在の当社の経営状況と財務基盤を総合的に勘案しますと、現時点において、改めて株式報酬制度を導入することは、依然としてコストに見合う効果が得られるとは判断できかねます。

役員報酬と株主価値の連動は重要な経営課題であり、既存の現金報酬制度においても、業績目標の達成度合いに応じて報酬額を変動させ、その連動性を図っております。

今後、当社の業績が安定し、財務基盤がより強固になった際には、株式報酬制度の再導入を含め、役員報酬制度全般について、株主の皆様の視点も踏まえながら、より適切なあり方を改めて検討してまいりたいと考えております。

以上

1 企業集団の現況

１．当連結会計年度の事業の状況

（１）事業の経過及び成果

① 事業全体の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進み緩やかに回復する一方、台風や酷暑等の天候不順、原材料の価格高騰、物価上昇に伴う節約志向、消費マインドの冷え込みの懸念、海外経済の不確実性など、依然として、景気動向は不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、インバウンドを含め需要は回復基調にあるものの、円安による原材料価格の上昇に加え、人手不足が深刻化し、厳しい経営環境となっております。また、賃上げとインフレが継続する中、消費者の選択的消費の傾向が強まっております。

このような状況のなか、当社グループは、人手不足やコスト高騰、事業環境の変化といった課題へ対応するために収益構造の改善に注力いたしました。メニュー改定及びメニュー構成の組み換えによる顧客粗利改善、食材ロスの低減による原価改善、店舗の営業オペレーション見直しによる労働生産性の向上を進めてまいりました。また、客数増加を当期の大きなテーマに掲げ、各業態のメインアイテムの品質向上とそのための技術の再構築という「本質回帰」に徹底して取組むとともに、新規顧客の集客施策、SNSを活用した認知度アップの実験等を進めてまいりました。

これまでの黒字化に向けた再生フェーズから、再成長フェーズへ歩みを進めるため、業態のリモデルや新コンセプト業態の開発と実験、新規出店も進めており、徐々に成果が現れてきております。また、人的資本への投資にも注力しており、社員給与のベースアップや、社員の研修や教育の整備と充実、外国人採用の強化、今後のダイバーシティ対応を進める部署を新たに設置するなど、経営理念に掲げる「社員を豊かに幸せに出来る会社」を目指した取組みを継続しております。

これらの取組みの中で、当期に新規出店をした新モデルの「備長扇屋」や、業態転換を実施した「魚とん」等の新たなコンセプト店舗を通じて、顧客体験価値の向上と新たな顧客層の開拓に取組んでおり、今後の展開を狙える状況にあります。

店舗数については、開店が４店舗（うちＦＣ１店舗）、閉店が11店舗（うちＦＣ１店舗）となり、当第４四半期末の店舗数は、305店舗（うちＦＣ29店舗）となりました。

また、上記店舗の閉店と減損会計の適用により、減損損失92百万円等の特別損失が発生しております。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は17,373百万円（前年同期比2.3％増）、営業利益は198百万円（前年同期比38.9％減）、経常利益は122百万円（前年同期比50.7％減）、親会社株主に帰属する当期純損失は19百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益216百万円）となりました。

② 子会社別の事業の状況

子会社別の事業の状況は以下の通りであります。なお、会社ごとの売上高は、連結取引相殺消去前の売上高であるため、連結損益計算書の売上高とは一致しておりません。

（a）㈱扇屋東日本、㈱扇屋西日本

焼き鳥居酒屋「備長扇屋」「やきとりの扇屋」では、看板メニューである焼き鳥と生ビールの品質向上に注力するとともに、従業員のモチベーション向上とサービスレベルの底上げを図るべく社内コンテストを実施するなど、接客力の強化にも努めてまいりました。また、業態の収益構造改革にも着手し人件費などの管理可能コストの適正化を推進いたしました。加えて、成長戦略の一環として、2025年2月には新たな旗艦店となる「備長扇屋名古屋本店」をオープンし、ブランドイメージの向上と新たな顧客層の開拓を目指しております。これらの取組みを通じ、グループのメインブランドとして徹底した基盤強化を図ってまいります。

㈱扇屋東日本と㈱扇屋西日本を合算した当連結会計年度の売上高は8,423百万円（前年同期比4.5％増）、当期において開店が２店舗（うちＦＣ１店舗）、閉店６店舗（うちＦＣ１店舗）となり、期末店舗数は191店舗（うちＦＣ28店舗）となりました。

（b）㈱フードリーム

ショッピングセンターや商業施設内を中心に、「パステル」「パステルイタリアーナ」「カプチーナ」「ステーキハウス松木」「鶴亀堂」など様々なブランドを展開する㈱フードリームでは、収益性の向上施策として、高付加価値商品の導入やサービス向上施策に注力いたしました。また、2024年12月に「パステル」の新コンセプト店舗となる「パステルダイニング　マルイファミリー海老名店」をリニューアルオープンいたしました。このオールデイダイニング型の新コンセプト店舗を通じて、顧客体験価値の向上と新たな顧客層の開拓を目指しております。これらの取組みを通じ、他社にはない独自のブランドとして再構築を図ってまいります。

㈱フードリームの当連結会計年度の売上高は5,184百万円（前年同期比2.5％減）、当期において開店１店舗、閉店４店舗となり、期末店舗数は70店舗であります。

（c）㈱一丁

首都圏のターミナル駅を中心に展開する刺身居酒屋「魚や一丁」は、将来的な再出店を見据え、顧客ニーズの変化に対応するためのメニュー改定や、安定的な店舗運営を目指した収益構造の見直しを実施いたしました。これらの取組みを通じて、持続的な成長に向けた基盤を強化しております。

㈱一丁の当連結会計年度の売上高は587百万円（前年同期比3.1％増）、当期において店舗数の増減はなく、期末店舗数は５店舗（うちＦＣ１店舗）であります。

（d）㈱一源

埼玉を中心に地域密着型の総合居酒屋「いちげん」を展開する㈱一源では、業態モデルの確立を目指し、「いちげん武蔵浦和店」をリニューアルオープンいたしました。このリニューアルを通じて、標準化されたオペレーションと地域ニーズへの適応を両立させる最適な店舗モデルの構築を目指しております。

㈱一源の当連結会計年度の売上高は1,164百万円（前年同期比2.5％増）、当期において店舗数の増減はなく、期末店舗数は10店舗となりました。

（e）㈱紅とん

都心のターミナル駅を中心に炭火串焼き専門店「日本橋紅とん」を展開する㈱紅とんでは、今後の店舗展開に向けた、専門店ならではの商品開発や串焼き技術の研鑽に注力してまいりました。店舗展開においては、2024年8月に「紅とん西葛西店」を新たにオープンいたしました。また、「紅とん」の新コンセプトの業態実験として「魚とん西葛西店」をオープンしております。

㈱紅とんの当連結会計年度の売上高は2,024百万円（前年同期比5.4％増）、当期において開店が１店舗、閉店１店舗となり、期末店舗数は29店舗となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は565百万円であります。その主な内容は外食サービス事業における店舗リニューアル等に伴うものであります。

（3）資金調達の状況

当社は当連結会計年度において、長期借入金として279百万円を、また第26回新株予約権の行使により129百万円の資金調達を行っております。

（4）対処すべき課題

当社グループは、依然として厳しい経営環境が予想される中、持続的な成長と企業価値の向上を目指し、以下の課題に戦略的に取組んでまいります。

① 収益基盤の強化と成長に向けた取組み

これからの労働人口減少のなかで持続的な成長を実現するため、新たな経営戦略「未来計画"Next"」を推進してまいります。集客力・収益性の高い好立地への出店とお客様価値を高める新コンセプトの業態開発、従業員のリスキリングによる労働生産性の向上を図るとともに、新たなテクノロジーの導入とオペレーションの合理化による高収益モデルへの転換、業態実験の知見を既存店に導入するなどして収益力の改善を徹底いたします。

② 多様な人財の確保と育成、新たな働き方の推進

「社員を豊かに幸せに出来る会社」という経営理念のもと、労働人口の減少という社会構造の変化に対応し、多様な人財がそれぞれの個性と能力を最大限に発揮できる組織づくりを推進することが重要な経営課題であります。労働環境の整備、公平な評価と成長機会の提供、多様な働き方の支援などを強化することで、従業員エンゲージメントを高め、組織全体の活性化を図ります。

③ 食の安全・安心の追求とサステナビリティへの貢献

食の安全・安心の確保は事業の根幹であり、今後ますます重要となるサステナビリティへの貢献も企業の社会的責任であります。近年の異常気象や気候変動は、食材の安定供給や店舗の衛生管理にこれまで以上の注意を払う必要性を示唆しており、品質管理と衛生管理の徹底に加え、より高い意識で管理体制を強化してまいります。また、持続可能な調達と食品ロス削減の徹底など外食産業に特化した取組みを強化し、安全で安心な商品・サービスの提供と社会への貢献を両立してまいります。

④ 財務基盤の強化

再成長フェーズにおける積極的な投資や、株主還元策の検討、不測の事態への対応力を高めるためには、財務基盤の強化が不可欠です。収益性の向上と効率的なコスト管理を継続し、成長投資を実行することで企業価値の向上を図るとともに、将来の成長に向けた新たな資金調達の可能性も視野に入れ、安定的な財務基盤を構築してまいります。

（5）財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区　分		第86期 2022年３月期	第87期 2023年３月期	第88期 2024年３月期	第89期 当連結会計年度 2025年３月期
売上高	(百万円)	10,258	14,553	16,981	**17,373**
経常利益	(百万円)	△827	△1,000	249	**122**
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	543	△1,329	216	**△19**
１株当たり当期純利益	(円)	16.25	△37.05	5.15	**△0.44**
総資産	(百万円)	9,379	7,300	7,313	**6,365**
純資産	(百万円)	2,498	980	1,306	**1,158**
１株当たり純資産額	(円)	△101.95	△120.19	△83.53	**△79.85**

(注) 1.１株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。
2.１株当たり純資産については、種類株主からの払込金額及び当該株主にかかる優先配当予定額を控除して計算しているため、マイナスとなっております。
3.当連結会計年度より、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を適用しております。

売上高 (百万円)

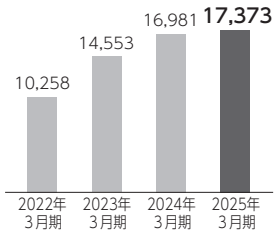

営業利益 (百万円)

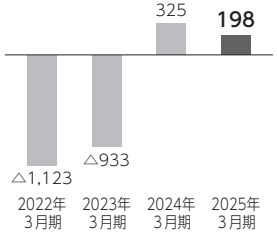

経常利益 (百万円)

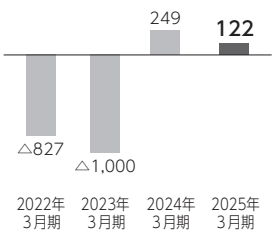

親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

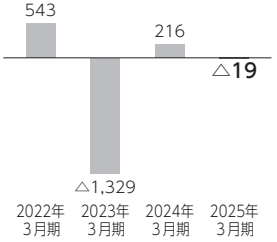

総資産 (百万円)

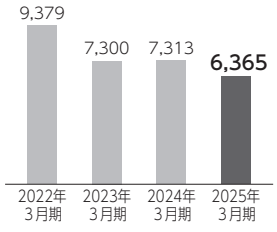

純資産 (百万円)

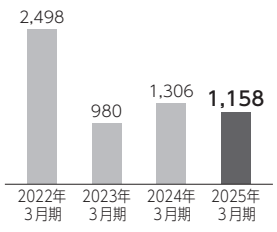

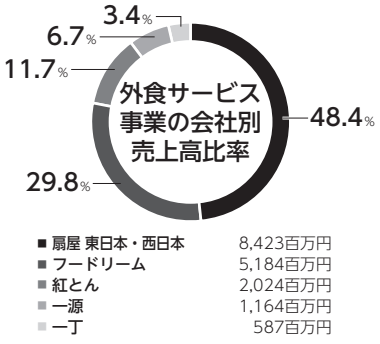

（6）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社扇屋東日本	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社扇屋西日本	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社フードリーム	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社一丁	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社一源	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社紅とん	50百万円	100%	外食サービス事業

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社扇屋西日本	東京都新宿区早稲田鶴巻町519	1,232百万円	4,718百万円

（7）主要な事業内容（2025年３月31日現在）

外食サービス事業：焼き鳥居酒屋「備長扇屋」、「やきとりの扇屋」、パスタ＆デザート「パステル」、「パステルイタリアーナ」、洋食レストラン「オーブン亭」、「ステーキハウス松木」、中華レストラン「双囍亭」、刺身居酒屋「魚や一丁」、食彩厨房「いちげん」、炭火串焼き専門店「日本橋紅とん」、大阪風お好み焼き居酒屋「ぼちぼち」その他の飲食店経営

（8）主要な営業所（2025年３月31日現在）

本　　社	東京都新宿区

（9）使用人の状況（2025年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
380（1,359）名	17（1）名

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外部からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、準社員）は１日８時間換算による当連結会計年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35（2）名	4（△2）名	48.1歳	13.3年

（注）使用人数は就業人員（当社から外部への出向者は除き、外部からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、準社員）は１日８時間換算による当事業年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

（１０）主要な借入先の状況（2025年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	696百万円
株式会社みずほ銀行	512百万円
RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合	500百万円

（注）借入金残高が500百万円以上の金融機関を記載しております。

2 会社の現況

１．株式の状況（2025年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数	普通株式	120,000,000株
	Ｃ種優先株式	1,500株
	Ｄ種優先株式	4,500株
（２）発行済株式の総数	普通株式	45,628,213株（自己株式2,530株含む）
	Ｃ種優先株式	1,500株
	Ｄ種優先株式	4,500株（自己株式1,330株含む）
（３）株主数	普通株式	51,972名
	Ｃ種優先株式	１名
	Ｄ種優先株式	３名

（４）大株主（上位10名）

株主名		持株数	持株比率
アサヒビール株式会社	普通株式	3,192千株	6.99%
横川　てるよ	普通株式	2,146千株	4.70%
横川　竟	普通株式	2,029千株	4.44%
横川　紀夫	普通株式	1,973千株	4.32%
大関株式会社	普通株式	615千株	1.34%
株式会社ウェルカム	普通株式	600千株	1.31%
実井　俊介	普通株式	600千株	1.31%
今井　辰男	普通株式	521千株	1.14%
株式会社横浜銀行	普通株式	438千株	0.96%
株式会社W&E	普通株式	428千株	0.93%

（注）1.　千株未満は切り捨てて表示しております。
2.　持株比率は、自己株式（普通株式）2,530株、自己株式（D種優先株式）1,330株を控除して計算しております。

2．会社役員の状況（2025年３月31日現在）

（1）取締役及び監査役の状況

地位及び担当	氏　名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	楠元　健一郎	
取締役兼専務執行役員 事業推進本部長	石岡　健生	
取締役兼常務執行役員 コーポレート企画本部長	関川　周平	
取締役	横川　正紀	㈱ウェルカム代表取締役 ㈱ディーンアンドデルーカカフェジャパン代表取締役
社外取締役	髙田　弘明	暁総合法律事務所所長
社外取締役	井上　晴孝	井上・桜井法律事務所所長 北沢産業㈱社外監査役
社外取締役	北島　亜紀	あおい会計社代表税理士 社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス監事
社外取締役	髙橋　康忠	
常勤監査役	大島　政靖	
社外監査役	湯山　朋典	湯山公認会計士・税理士事務所代表 キャナルコーポレイトマネジメント㈱代表取締役社長
社外監査役	松隈　健児	アサヒビール㈱常勤監査役

（注）１．取締役 髙田弘明氏、取締役 井上晴孝氏、取締役 北島亜紀氏及び取締役 髙橋康忠氏は、社外取締役であります。
２．監査役 湯山朋典氏及び監査役 松隈健児氏は、社外監査役であります。
３．取締役 井上晴孝氏、取締役 北島亜紀氏及び監査役 湯山朋典氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
４．取締役 髙田弘明氏の重要な兼職先であります暁総合法律事務所との間では、1992年３月より当社の顧問法律事務所として法律顧問契約を締結して継続的に法律的アドバイスを受けており、弁護士報酬を支払っております。
５．監査役 湯山朋典氏の重要な兼職先であります湯山公認会計士・税理士事務所との間では、2005年5月より当社の顧問会計事務所として会計顧問契約を締結して継続的にアドバイスを受けており、顧問報酬を支払っております。なお、キャナルコーポレイトマネジメント㈱と当社との間には、重要な関係はありません。
６．監査役 松隈健児氏は、アサヒビール株式会社の常勤監査役であります。アサヒビール株式会社は当社株式の6.99％を保有する大株主であり、当社と同社の間では仕入関連の取引関係があります。
７．取締役 井上晴孝氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
８．取締役 北島亜紀氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
９．監査役 湯山朋典氏は、税理士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）取締役及び監査役の報酬等

①　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の決定は、透明性と客観性を高めるため、社外役員が過半数を構成する指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会にて決定しております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成されており、現金にて支給されます。

業績連動報酬は、公表する業績予想の連結営業利益の達成状況を基礎として、株主への配当、従業員の賞与水準などを総合的に勘案の上、指名・報酬諮問委員会で審議し、取締役会にて決定しております。

これにより当社取締役の利益水準に対する意識を高め、役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連関性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

また、決定方針は、指名・報酬諮問委員会に対する諮問を経て、取締役会が決定しております。

②　取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、取締役の報酬の決定は、その審議の透明性と客観性を高めるため、社外役員が過半数を構成する指名・報酬諮問委員会における審議を行った上で、取締役会は指名・報酬諮問委員会の審議内容を尊重して取締役の報酬を決定していることから、その内容は上記決定方針に沿うものであると判断しております。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の人数
		基本報酬	業績連動報酬	
取　締　役	59,395千円	59,395千円	―	8名
監　査　役	10,901千円	10,901千円	―	3名
合　計 （うち社外役員）	70,296千円 （16,246千円）	70,296千円 （16,246千円）	―	11名 （6名）

（注）1．取締役の報酬限度額は、2009年６月26日開催の第73期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まないものとし、うち社外取締役分は年額30百万円以内とする。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち社外取締役は１名）です。

2．監査役の報酬限度額は、2005年６月29日開催の第69期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

（3）社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況等

氏　名	地　位	主な活動状況
髙田 弘明	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会（13回中13回）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
井上 晴孝	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会（13回中13回）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
北島 亜紀	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会（13回中13回）に出席し、主に税理士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
髙橋 康忠	社外取締役	社外取締役就任後に開催された取締役会（10回中10回）に出席し、主に人財開発やマーケティング、経営戦略等について、これまでの経験から、必要に応じ当社の経営上有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
湯山 朋典	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会（13回中13回）及び監査役会（13回中13回）に出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
松隈 健児	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会（13回中13回）及び監査役会（13回中13回）に出席し、主に経営者及び監査役としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の定めに基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役、会計監査人及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には、免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

3．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

フロンティア監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行った上、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

（3）責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人フロンティア監査法人は、会社法第427条第１項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次の通りです。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の信頼性・適正性をより高めるために妥当であると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案といたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	第89期 2025年３月期
資産の部	
流動資産	**1,936**
現金及び預金	927
売掛金	666
原材料及び貯蔵品	140
未収入金	57
その他	145
固定資産	**4,424**
有形固定資産	2,667
建物及び構築物	1,917
機械装置及び運搬具	253
工具、器具及び備品	130
土地	365
無形固定資産	86
リース資産	9
その他	77
投資その他の資産	1,670
投資有価証券	371
敷金及び保証金	1,262
繰延税金資産	30
その他	5
繰延資産	**4**
株式交付費	0
新株予約権発行費	4
資産合計	**6,365**

科　目	第89期 2025年３月期
負債の部	
流動負債	**2,127**
買掛金	683
一年内返済予定の長期借入金	305
未払金	231
未払費用	547
未払法人税等	57
賞与引当金	74
資産除去債務	10
店舗閉鎖損失引当金	1
その他	214
固定負債	**3,079**
長期借入金	2,277
資産除去債務	717
繰延税金負債	11
その他	72
負債合計	**5,206**
純資産の部	
株主資本	**1,154**
資本金	164
資本剰余金	1,363
利益剰余金	△372
自己株式	△2
新株予約権	**4**
純資産合計	**1,158**
負債純資産合計	**6,365**

連結損益計算書 (2024年４月１日から2025年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	第89期 2025年３月期	
売上高		17,373
売上原価		5,680
売上総利益		11,693
販売費及び一般管理費		11,494
営業利益		198
営業外収益		
受取利息及び配当金	8	
受取賃貸料	11	
その他	7	27
営業外費用		
支払利息	89	
その他	14	103
経常利益		122
特別利益		
受取補償金	27	
固定資産売却益	2	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	1	31
特別損失		
減損損失	92	
固定資産除却損	14	
店舗閉鎖損失	11	
その他	15	134
税金等調整前当期純利益		19
法人税、住民税及び事業税	55	
法人税等調整額	△15	39
当期純損失		19
親会社株主に帰属する当期純損失		19

貸借対照表 (2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	第89期 2025年３月期
資産の部	
流動資産	**937**
現金及び預金	661
売掛金	100
未収入金	72
関係会社短期貸付金	1,224
貸倒引当金	△1,129
その他	7
固定資産	**3,776**
有形固定資産	84
建物	16
工具器具備品	67
無形固定資産	66
リース資産	9
その他	56
投資その他の資産	3,625
投資有価証券	371
関係会社株式	1,788
関係会社長期貸付金	4,702
貸倒引当金	△3,271
繰延税金資産	17
その他	16
繰延資産	4
株式交付費	0
新株予約権発行費	4
資産合計	**4,718**

科　目	第89期 2025年３月期
負債の部	
流動負債	**629**
一年内返済予定の長期借入金	305
賞与引当金	9
未払金	199
未払費用	30
未払法人税等	13
その他	70
固定負債	**2,288**
長期借入金	2,277
資産除去債務	10
負債合計	**2,918**
純資産の部	
株主資本	**1,795**
資本金	164
資本剰余金	1,363
資本準備金	89
その他資本剰余金	1,273
利益剰余金	269
その他利益剰余金	269
繰越利益剰余金	269
自己株式	△2
新株予約権	**4**
純資産合計	**1,799**
負債純資産合計	**4,718**

損益計算書 (2024年４月１日から2025年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	第89期 2025年３月期	
売上高		1,102
売上総利益		1,102
販売費及び一般管理費		764
営業利益		337
営業外収益		
受取利息及び配当金	156	
その他	0	156
営業外費用		
支払利息	89	
その他	4	94
経常利益		400
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	217	
減損損失	9	
固定資産除却損	0	
その他	8	235
税引前当期純利益		164
法人税、住民税及び事業税	110	
法人税等調整額	△1	109
当期純利益		54

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月20日

株式会社ヴィア・ホールディングス
　取締役会　御中

フロンティア監査法人
東京都品川区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　藤井　幸雄
指定社員
業務執行社員　公認会計士　酒井　俊輔

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヴィア・ホールディングスの2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィア・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月20日

株式会社ヴィア・ホールディングス
　取締役会　御中

フロンティア監査法人
東京都品川区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　藤井　幸雄

指定社員
業務執行社員　公認会計士　酒井　俊輔

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヴィア・ホールディングスの2024年４月１日から2025年３月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月20日

株式会社ヴィア・ホールディングス　監査役会

常勤監査役　大島政靖　㊞
社外監査役　湯山朋典　㊞
社外監査役　松隈健児　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

シャトルバス乗降場

※シャトルバスの運行状況は
ホテルにお問い合せください。

会 場 **リーガロイヤルホテル東京**
3階「ロイヤルホール」

東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
☎ 03-5285-1121

交通のご案内

〈電車をご利用の場合〉

- 東京メトロ Ⓣ 東西線「早稲田駅」
  3a出口より**徒歩10分**
- 東京メトロ Ⓨ 有楽町線「江戸川橋駅」
  1b出口より**徒歩15分**
- 都電 荒川線「早稲田駅」より**徒歩３分**

〈都バスをご利用の場合〉

- 高田馬場駅より
  ❹❺乗り場 上野公園行き(上69系統)、九段下行き(飯64系統)
  →早稲田下車
  ❷乗り場 早大正門行き（学02系統)**→早大正門下車**

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT by MORISAWA
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC www.fsc.org ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK
環境に配慮したFSC®認証紙と
植物油インキを使用しています。